

令和6年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和6年8月定例教育委員会提出案件

(令和6年8月23日提出)

(議案事項)

議第19号	令和6年度9月補正（第3号）について	P 1
議第20号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書 について	P 15

(報告事項)

報 告	中津市学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について	P 23
報 告	中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部改正について	P 27
報 告	中津市立図書館協議会委員の任命について	P 33

令和6年度9月補正（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年8月23日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	10,300,000	188,767	10,488,767
	1 地方交付税	10,300,000	188,767	10,488,767
13	分担金及び負担金	65,624	4,444	70,068
	1 分担金	9,293	4,444	13,737
15	国庫支出金	8,609,963	55,858	8,665,821
	1 国庫負担金	6,235,173	60,207	6,295,380
	2 国庫補助金	2,343,087	△4,349	2,338,738
16	県支出金	3,731,903	19,171	3,751,074
	1 県負担金	2,351,996	4,287	2,356,283
	2 県補助金	1,214,268	14,884	1,229,152
18	寄附金	403,604	1,550	405,154
	1 寄附金	403,604	1,550	405,154
19	繰入金	2,926,056	△257,769	2,668,287
	1 基金繰入金	2,893,296	△267,168	2,626,128
	2 特別会計繰入金	32,760	9,399	42,159
20	繰越金	1	583,669	583,670
	1 繰越金	1	583,669	583,670
21	諸収入	533,599	56,190	589,789
	5 雑入	461,332	56,190	517,522
22	市債	4,315,300	336,392	4,651,692
	1 市債	4,315,300	336,392	4,651,692
	歳入合計	46,565,454	988,272	47,553,726

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	266,990	732	267,722
	1 議会費	266,990	732	267,722
2	総務費	5,509,134	86,212	5,595,346
	1 総務管理費	4,680,885	72,923	4,753,808
	2 徴税費	414,827	0	414,827
	3 戸籍住民基本台帳費	321,396	13,289	334,685
3	民生費	18,029,862	143,625	18,173,487
	1 社会福祉費	8,444,055	53,167	8,497,222
	2 児童福祉費	7,487,399	65,209	7,552,608
	3 生活保護費	2,094,176	25,249	2,119,425
4	衛生費	4,197,204	6,452	4,203,656
	1 保健衛生費	2,612,055	6,452	2,618,507
	2 清掃費	1,585,149	0	1,585,149
5	労働費	41,038	0	41,038
	1 労働諸費	41,038	0	41,038
6	農林水産業費	1,894,289	30,012	1,924,301
	1 農業費	1,414,136	30,012	1,444,148
	3 水産業費	54,356	0	54,356
7	商工費	950,003	15,205	965,208
	1 商工費	950,003	15,205	965,208
8	土木費	3,982,454	△22,242	3,960,212
	2 道路橋りょう費	1,494,026	△63,426	1,430,600
	3 河川費	182,599	37,999	220,598
	4 港湾費	21,834	1,885	23,719
	5 都市計画費	1,460,012	1,300	1,461,312
	6 住宅費	250,935	0	250,935

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	2,077,712	3,328	2,081,040
	1 消防費	2,077,712	3,328	2,081,040
10	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858
	1 教育総務費	868,072	1,000	869,072
	2 小学校費	744,076	200	744,276
	4 幼稚園費	264,839	0	264,839
	5 社会教育費	1,211,422	529	1,211,951
	6 保健体育費	1,005,814	323,392	1,329,206
11	災害復旧費	582,974	299,827	882,801
	1 農林水産施設災害復旧費	192,655	103,580	296,235
	2 公共土木施設災害復旧費	390,319	196,247	586,566
14	予備費	300,000	100,000	400,000
	1 予備費	300,000	100,000	400,000
	歳 出 合 計	46,565,454	988,272	47,553,726

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	118,900
土木費	道路橋りょう費	上如水中原線外3線歩道整備事業	50,000
土木費	道路橋りょう費	蛸瀬710号線道路改良事業	20,000
土木費	道路橋りょう費	大江東1号線道路改良事業	14,000
土木費	道路橋りょう費	上池永大法寺永添線道路改良事業	42,000
土木費	道路橋りょう費	万田沖代線道路整備事業	38,890
土木費	道路橋りょう費	下池永西大新田線外1線道路改良事業	19,000
土木費	道路橋りょう費	成恒西秣線道路改良事業	33,780
土木費	道路橋りょう費	田中・森山線外3線歩道設置事業	106,100
土木費	都市計画費	宮永角木線街路事業	128,600

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
職員研修委託料	令和9年度まで	16,500千円以内
中山間地域活性化支援事業補助金	令和7年度まで	30,000千円以内
指定ごみ袋製造等委託料	令和7年度まで	79,297千円以内

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	1,500	証書借入 又証券発行 (政府資金 大分県の 銀行他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
地域医療対策事業	5,500			
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	7,500			
砂防事業	26,000			
農地及び農業用施設災害復旧事業	12,000			
林業用施設災害復旧事業	19,400			
道路橋りょう災害復旧事業	54,900			
河川堤防災害復旧事業	73,300			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用水路整備事業	30,500	証書借入 又証券発行 (政府資金 大分県の 銀行他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	32,800	補正前に同じ		
農業基盤整備促進事業	20,100				25,700			
農道整備事業	76,700				77,900			
観光施設整備事業	99,500				102,800			
社会資本整備事業	225,200				196,700			
街路事業	54,200				54,700			
公営住宅整備事業	30,400				33,500			
常備消防施設整備事業	317,500				453,600			
三保小学校校舎改築事業	16,200				19,500			
大幡幼稚園改築事業	11,200				12,700			
河川堤防災害復旧事業 (過年度分)	66,700	73,200						
臨時財政対策債	74,900	76,292						

18款 寄附金
1項 寄附金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	寄附金	403,604	1,550	405,154
1	寄附金	403,604	1,550	405,154
3	総務費寄附金	3,000	50	3,050
5	教育費寄附金	301	1,500	1,801

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務費寄附金	50	交通安全対策指定寄附金	50
1 教育総務費寄附金	1,000	育英基金指定寄附金	1,000
2 社会教育費寄附金	300	青少年育成指定寄附金 図書及び図書館備品指定寄附金 文化財指定寄附金	200 50 50
4 小学校費寄附金	200	小学校指定寄附金	200

22款 市債
1項 市債

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	4,315,300	336,392	4,651,692
1	市債	4,315,300	336,392	4,651,692
2	民生債	53,200	1,500	54,700
3	衛生債	340,100	5,500	345,600
4	農林水産業債	264,200	16,600	280,800
5	商工債	100,500	3,300	103,800
6	土木債	949,500	1,100	950,600
7	消防債	586,600	136,100	722,700
8	教育債	538,700	4,800	543,500
9	災害復旧債	329,300	166,100	495,400

節 金 額		説 明	
区 分	金 額		
2	児童福祉債	1,500	児童福祉施設整備事業債 1,500
1	保健衛生債	5,500	地域医療対策事業債 5,500
1	農業債	16,600	農業基盤整備促進事業債 5,600 農道整備事業債 1,200 農業用水路等長寿命化・防災減災事業債 7,500 用水路整備事業債 2,300
1	商工債	3,300	観光施設整備事業債 3,300
1	道路橋りょう債	△28,500	社会資本整備事業債 △28,500
2	河川債	26,000	砂防事業債 26,000
4	都市計画債	500	街路事業債 500
5	住宅債	3,100	公営住宅整備事業債 3,100
1	消防債	136,100	常備消防施設整備事業債 136,100
1	小学校債	3,300	三保小学校校舎改築事業債 3,300
5	幼稚園債	1,500	大幡幼稚園改築事業債 1,500
1	公共土木施設 災害復旧債	134,700	河川堤防災害復旧事業債 73,300 道路橋りょう災害復旧事業債 54,900 河川堤防災害復旧事業債(過年度分) 6,500
2	農林水産施設 災害復旧債	31,400	農地及び農業用施設災害復旧事業債 12,000 林業用施設災害復旧事業債 19,400

一般会計

10款 教育費
1項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858		4,800	△2,807	323,128	
	1	教育総務費	868,072	1,000	869,072			△943	1,943
	3	教育振興費	456,838	1,000	457,838			△943	1,943
							寄附金 1,000 繰入金 △1,943		

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	1,000	029 基金管理事業費 24 積立金 (育英基金積立金)
		1,000 1,000 (1,000)

10款 教育費
2項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858		4,800	△2,807	323,128	
	2	小学校費	744,076	200	744,276		3,300	200	△3,300
	1	学校管理費	440,705	200	440,905			200 寄附金	
	3	学校建設費	60,008	0	60,008		3,300 市債		△3,300
							3,300		

節		説 明
区 分	金 額	
10	需用費	60
17	備品購入費	140
		001 小学校管理事業費
		10 需用費
		(消耗品費)
		17 備品購入費
		(管理備品)
		財源更正

10款 教育費
4項 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858		4,800	△2,807	323,128	
	4	幼稚園費	264,839	0	264,839		1,500		△1,500
	1	幼稚園費	264,839	0	264,839		1,500 市債 1,500		△1,500

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

10款 教育費
5項 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858		4,800	△2,807	323,128
5	社会教育費	1,211,422	529	1,211,951			△964	1,493
1	社会教育総務費	271,108	429	271,537			△1,064 寄附金 200 繰入金 △1,264	1,493
3	図書館費	246,595	50	246,645			50 寄附金 50	
4	文化財保護費	189,777	50	189,827			50 寄附金 50	

節		説 明	
区 分	金 額		
12	委託料	429	015 青少年事業費（不滅の福澤プロジェクト） 12 委託料 （デジタルマップ製作委託料） 429 (429)
17	備品購入費	50	002 小幡記念図書館事業費 17 備品購入費 （図書類） 50 (50)
10	需用費	50	016 中津市歴史博物館管理事業費 10 需用費 （消耗品費） 50 (50)

10 款 教育費
6 項 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10								
6	教育費	4,463,737	325,121	4,788,858		4,800	△2,807	323,128
	保健体育費	1,005,814	323,392	1,329,206			△1,100	324,492
	2 体育施設費	260,333	0	260,333			△1,100 繰入金 △1,100	1,100
	3 学校給食運営費	642,731	323,392	966,123				323,392

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
1 報酬	285	002 学校給食運営事業費 303,468 01 報酬 285 (新共同調理場整備運営事業受注者選定委員会委員報酬) (285)
8 旅費	58	08 旅費 58 (費用弁償) (58)
16 公有財産購入費	303,125	16 公有財産購入費 303,125 (土地購入費) (303,125)
		007 学校給食運営事業費(物価高騰対策) 19,924 18 負担金補助及び交付金 19,924 (学校給食提供支援補助金) (19,924)
18 負担金補助及び交付金	19,924	

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、令和5年度の報告書を取りまとめましたので、公表及び議会への報告の承認をいただきたく、別紙のとおり提案いたします。

令和6年8月23日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(令和 5 年度対象)

I はじめに

1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

(1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

(2) 実施方法

①対象期間

令和 5 年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017（第五次中津市総合計画）」及び「第 2 期中津市教育振興基本計画」に基づき各種施策を推進しており、令和 5 年度は重点的な 25 項目について点検・評価を行いました。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用に当たっては、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（教育厚生委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成（80%以上）
4	着実に進捗（相当程度達成・79～60%）
3	やや不十分（59～40%）
2	不十分（39～20%）
1	抜本的見直しが必要（19～0%）

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

II 点検・評価

1. 施策名と評価一覧

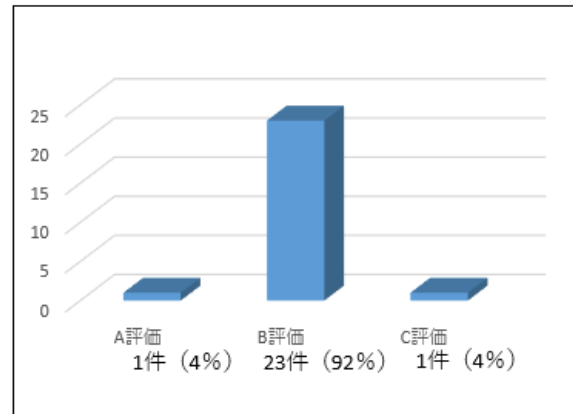
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (学校教育)	小・中学校教育の 充実	1 確かな学力の育成	3	C	学校教育課
		2 組織的ないじめ・不登校対策 の推進	3	B	学校教育課
		3 新しい時代に必要な総合力の 育成	4	B	学校教育課
	幼児教育の充実	4 幼稚園教育内容の充実	4	B	学校教育課
	安心安全な学校施設 の計画的整備促進	5 安心安全な学校施設の計画的 整備	4	A	教育総務課
	学校給食の充実	6 安全・安心な給食提供のため の環境整備及び地産地消の推 進	4	B	体育・給食 課
学びたい教育の まちづくり (生涯学習・産 業教育の推進)	生涯学習の推進	7 生涯学習推進基盤の整備及び 公民館、コミュニティーセン ターの利用促進	3	B	社会教育課
		8 学習機会の拡充と学習効果の 活用	3	B	社会教育課
		9 新中津市学校の活用	4	B	社会教育課
	教育の協働の推進	10 協育による中津の子ども未来 創造事業の充実	3	B	社会教育課
	生涯学習センター「ま なびん館」の充実	11 生涯学習センター事業の推進	3	B	社会教育課
	産業教育の推進	12 体験学習・遠隔講座等を通じた未 来を広げるキャリア教育の推進	4	B	学校教育課
		13 多様な体験の場の活用	3	B	社会教育課
	図書館の充実	14 図書館機能の充実	4	B	小幡記念図 書館
		15 読書活動の推進	4	B	小幡記念図 書館

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	16	生涯スポーツの推進	3	B	体育・給食課
		17	競技力向上及びジュニアの育成	3	B	体育・給食課
		18	市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	3	B	体育・給食課
		19	令和6年全国高等学校総合体育大会(インターハイ)受け入れ準備	3	B	体育・給食課
	文化・芸術活動の推進	20	文化施設の充実	4	B	社会教育課
		21	文化芸術活動の推進	3	B	社会教育課
	歴史と文化の伝承	22	文化財調査の充実と保護の促進	4	B	社会教育課
		23	文化財整備・活用の推進	4	B	社会教育課
		24	博物館を核とした中津市の魅力発信	4	B	社会教育課
	学びたい教育の まちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	25	教育委員会の機能強化	4	B

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価1件、B評価23件、C評価1件となりました。

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本の見直しが必要

その結果、25項目ある施策の概ねが、優れた取り組みにより成果が見える状況であります。

A評価の施策である「安心安全な学校施設の計画的整備」では、令和3年3月に策定した「中津市学校施設長寿命化計画」に則り、老朽化対策及び教育環境の改善に努めてきました。

校舎内のトイレの洋式化改修は令和4年度に完了し、令和5年度は小学校2校の屋外トイレの洋式化改修、中学校1校の屋外トイレの改築を行いました。また、省エネルギー化及び環境向上を図るため、小学校4校、中学校3校の屋内運動場の照明設備のLED化改修工事を実施しました。

令和5年7月の豪雨にて被災した城井小学校のグラウンド、耶馬溪中学校の駐輪場については、迅速な復旧作業に努めるとともに、国庫補助金を最大限活用し、成果を上げることが出来ました。

しかしながら、「確かな学力の育成」では、全国学力・学習状況調査の結果、全国平均以上の学校数が前年度から減少したことや、全体として下降傾向にあることから、更なる取り組みを要するとしてC評価となりました。授業改善と学び直し週間、ICT(AIドリル)を活用した補充学習・家庭学習の取り組みのサイクルの徹底を今後さらに図ります。また、若手教職員の人材育成の取り組みを、授業力向上・学力向上につなげていきます。

そのほかの施策においては、優れた取り組みが見受けられ、更なる取り組みを要するものや改善を必要とするものなどの評価はありませんでしたが、今後も引き続き高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続して取り組んで参りたいと考えています。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学教育学部 教授 住岡 敏弘

各施策の評価を踏まえて、総合知見を述べたいと思います。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルスの分類が5類に移行し、感染対策による行動制限がかなり緩和されました。市民の学修意欲の高まりと学習活動の活発化が進んでいくなかで、かなりの事業が計画通りに実施され、活動や利用者数がコロナ禍以前の水準に近付いたことは大きな成果といえましょう。

そのなかで課題として挙げられるのは、児童生徒の学力・学習の状況です。すべての小中学校で全国平均以上を目指すという目標に対して、それを達成している学校が小中学校ともに減少傾向にあります。また、中津市標準学力調査結果でも明らかなように、学力の2極化も進んでいます。低学力層の学力の底上げが喫緊の課題といえます。今後は全国学力・学習状況調査結果ならびに中津市標準学力調査結果の詳細な分析とその結果を活用した取組を進めていくことが不可欠です。特に、低学力層の児童生徒の特徴や問題点をしっかりと把握し、対策を立てていくことが重要です。その分析結果をもとに、各学校において、指導教諭やベテラン教員を中心に、授業改善に取り組み、学力向上につなげていっていくような取組みがなされることを期待します。

不登校（不登校を理由に年間30日以上欠席）の状況にある1,000人当たりの人数が、小学校中学校ともに大きく増加していることも課題として指摘されます。コロナ禍のなかで、他者とのかかわりを苦手とする児童生徒の増加も一因として考えられますが、不登校の原因は事案により多様で複合的です。ケースごとにしっかりと分析したうえで、SCやSSWとも連携しつつ、組織的な対応をさらに充実していただきたいと思います。

生涯学習や文化・芸術活動の推進については、中津市では、「不滅の福澤プロジェクト」や「三津同盟」などを核にした様々な企画が、学校教育課と連携もしつつ展開され、地域の魅力を発信し、市民の学習活動を支援していることに非常に魅力を感じました。今後も、こうした取組を続けることで、子どもたちに郷土に対する愛情や関心を高める機会として、拡充していただきたいと思います。

教育委員会活動の充実については、総合教育会議において市長と教育委員が緊密な連携をとり情報共有が行われています。今後、教育委員会においては、学校現場の視察や先進地の視察を実施しつつ知見を深め、一方で防災や観光などの首長部局の多様な部署との連携も深め、総合行政の観点から中津市の教育のさらなる推進に努めていただきたいと思います。

中津市学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年8月23日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市学校のあり方検討委員会設置要綱制定の概要

1. 趣旨

中津市学校のあり方検討委員会を設置することについて、必要な事項を定めるもの。

2. 説明

中津市立小中学校の少子化等に対応した学校規模のあり方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、中津市学校のあり方検討委員会を設置する。

3. 施行期日等

施行期日 公示の日から施行する。

教育総務課教育総務係

内線 461

中教告示第5号

中津市学校のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6年 8月 5日

中津市教育委員会

中津市学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中津市立小中学校（以下「市立学校」という。）の少子化等に対応した学校規模のあり方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、中津市学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市立学校の学校規模のあり方について検討し、その検討結果を教育長に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年以内とし、委員会の検討が終了するまでとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者又は職員の出席又は資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、委員長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 中津市情報公開条例（平成元年中津市条例第 35 号）第7条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、中津市教育委員会傍聴人規則（平成 17 年中教規則第 13 号）の規定を準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、中津市教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(委員の招集)

2 委員が委嘱された以後最初に開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等
に関する規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年8月23日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1. 一部改正の理由

①登校支援員の報酬に関する規定の新設

県費負担で市内中学校に配置していた登校支援員が令和6年度から市で任用し、配置することとなったため。(3/5 県補助あり)

②臨時養護教諭の報酬に関する規定の新設

養護教諭の配置基準に満たない深水小学校及び津民小学校に市で任用した臨時養護教諭を配置するため。

③学校指導専門員及び英語コーディネーターの報酬に関する規定の改定

現在支給している報酬の額と、規則で定める報酬の額に差がある(規則の方が高い)ため、規則で定める額を引き下げるため。

※ 別紙にて経緯等について説明。

2. 一部改正の内容

①第4条に登校支援員の報酬額として「時間額 1,200 円」を加える。

②別表に「臨時養護教諭」の報酬(基礎号給及び上限)に関する規定を加える。

③別表に定める学校指導専門員及び英語コーディネーターの報酬(基礎号給及び上限)を、実際の支給額に引き下げる。

④その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公布の日から施行し、上記③以外の部分は令和6年4月1日に遡及適用する。

教育委員会 教育総務課教育総務係 (内線 461)

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則（令和2年中教規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、中津市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年中津市条例第35号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、中津市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用、報酬、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

（会計年度任用職員の級号給）

第2条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、一般職の常勤職員との権衡及び当該会計年度任用職員の業務内容等を考慮して、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める級及び号給により、中津市職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第23号）別表第1及び中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第27号）別表第1の規定を準用して決定する。

第3条の見出しを「（教職調整額等）」に改め、同条第1項中「第4条」の次に「第1項本文」を、「義務教育等教員特別手当」の次に「（次項において「教職調整額等」という。）」を加え、同条第2項中「教育調整額等」を「教職調整額等」に改め、「（昭和32年中津市条例第27号）」を削る。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第9条の規定により職務の特殊性等を考慮して教育委員会が定める会計年度任用職員の報酬等の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第4条に次の1号を加える。

(5) 登校支援員 時間額1,200円

第5条を次のように改める。

(準用)

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等については、中津市会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則（令和2年中津市規則第11号）の規定を準用する。

別表のアの表学校指導専門員の項中「50」を「38」に、「58」を「46」に改め、同項の次に次のように加える。

臨時養護教諭	1	38	1	46
--------	---	----	---	----

別表のアの表英語コーディネーターの項中「31」を「24」に、「39」を「32」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則の規定（別表のアの表の規定（学校指導専門員の項及び英語コーディネーターの項に係る部分に限る。）を除く。）は、令和6年4月1日から適用する。

新旧対照表

○中津市教育委員会会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p>
<p>第1条 この規則は、中津市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年中津市条例第35号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、中津市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用、報酬、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、中津市教育委員会の任命に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員について、中津市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年中津市条例第35号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づく報酬等に関し必要な事項並びに任用及び勤務条件に関する事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(会計年度任用職員の級号給)</u></p>	<p><u>(会計年度任用職員の級号給)</u></p>
<p>第2条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、一般職の常勤職員との権衡及び当該会計年度任用職員の業務内容等を考慮して、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める級及び号給により、中津市職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第23号）別表第1及び中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第27号）別表第1の規定を準用して決定する。</p>	<p>第2条 パートタイム会計年度任用職員の級号給については、中津市会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則（令和2年中津市規則第11号。以下「報酬等規則」という。）第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「別表第1」とあるのは、「別表」と、「中津市職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第23号。以下「給与条例」という。）第4条」とあるのは、「中津市職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第23号）及び中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第27号）」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>(教職調整額等)</u></p>	<p><u>(教育調整額等)</u></p>
<p>第3条 条例第4条第1項本文に規定する教職調整額及び義務教育等教員特別手当（次項において「教職調整額等」という。）は、幼稚園職員に対し支給する。</p>	<p>第3条 条例第4条_____に規定する教職調整額及び義務教育等教員特別手当_____は、幼稚園職員に対し支給する。</p>
<p>2 教職調整額等の支給については、中津市立幼稚園職員の給与に関する条例_____の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>2 教育調整額等の支給については、中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（昭和32年中津市条例第27号）の適用を受ける職員の例による。</p>
<p><u>(報酬の特例)</u></p>	<p><u>(報酬の特例)</u></p>
<p>第4条 条例第9条の規定により職務の特殊性等を考慮して教育委員会が定める会計年度任用職員の報酬等の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第4条 条例第9条に規定する任命権者が定める会計年度任用職員の職種及び報酬額は、次に掲げるとおりとする。</p>

改正後	改正前																																																																														
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>登校支援員 時間額1,200円</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等については、中津市会計年度任用職員の任用、報酬、勤務条件等に関する規則（令和2年中津市規則第11号）の規定を準用する。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(会計年度任用職員の任用等)</u></p> <p>第5条 会計年度任用職員に対する任用、給与及び勤務条件等に関し必要な事項については、条例及び報酬等規則その他の条例に基づく規則の適用を受ける会計年度任用職員の例による。</p>																																																																														
<p>別表（第2条関係）職種別基準表</p> <p>ア 行政職給料表職種別基準表</p>	<p>別表（第2条関係）職種別基準表</p> <p>ア 行政職給料表職種別基準表</p>																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校指導専門員</td> <td>1</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>臨時養護教諭</td> <td>1</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>英語コーディネーター</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略	略	略	略	略	学校指導専門員	1	38	1	46	臨時養護教諭	1	38	1	46	略	略	略	略	略	英語コーディネーター	1	24	1	32	略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校指導専門員</td> <td>1</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>英語コーディネーター</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号給		上限		職務の級	号給	職務の級	号給	略	略	略	略	略	学校指導専門員	1	50	1	58	<u>(新設)</u>					略	略	略	略	略	英語コーディネーター	1	31	1	39	略	略	略	略	略
職種		基礎号給		上限																																																																											
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																											
略	略	略	略	略																																																																											
学校指導専門員	1	38	1	46																																																																											
臨時養護教諭	1	38	1	46																																																																											
略	略	略	略	略																																																																											
英語コーディネーター	1	24	1	32																																																																											
略	略	略	略	略																																																																											
職種	基礎号給		上限																																																																												
	職務の級	号給	職務の級	号給																																																																											
略	略	略	略	略																																																																											
学校指導専門員	1	50	1	58																																																																											
<u>(新設)</u>																																																																															
略	略	略	略	略																																																																											
英語コーディネーター	1	31	1	39																																																																											
略	略	略	略	略																																																																											
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>																																																																														

中津市立図書館協議会委員の任命について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年8月23日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市立図書館協議会委員について、中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第4条に基づき新任委員を任命したので、報告いたします。

任期：令和7年3月31日まで

番号	氏名	所属		区分
1	奥村 美智代	学校関係	校長会図書館委員(和田小学校)	学校関係者
2	渡辺 眞優美	社会教育委員	社会教育委員長	社会教育関係者
3	橘 眞琴	PTA連合会	副会長(母親部代表)	社会教育関係者
4	竹田 優	幼稚園関係	幼稚園部長(今津幼稚園)	社会教育関係者
5	井上 智隆	保育園関係	保育協議会代表(にしきこども園)	社会教育関係者
6	今井 登美子 (新任)	公民館運営審議会	公民館運営審議会委員(中津)	社会教育関係者
7	松本 初美	読み聞かせ	読み聞かせグループ「ポケット」代表	家庭教育の向上 に資する活動者
8	中原 由美	三光(推薦)	読み聞かせグループ「秋桜」	家庭教育の向上 に資する活動者
9	西村 富美枝	本耶馬溪(推薦)	読み聞かせグループ「どんぐり」	家庭教育の向上 に資する活動者
10	福止 広子	耶馬溪(推薦)	読み聞かせグループ「そらいろのたね」	家庭教育の向上 に資する活動者
11	中村 良子	山国(推薦)	読み聞かせグループ「そらいろのたね」	家庭教育の向上 に資する活動者
12	桑原 広治	大学関係(推薦)	東九州短期大学図書館長	学識経験者

7月20日～8月23日 教育委員会 報告

7月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
20日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等市内10ヶ所	
		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	13:00	夏はなかはくで豊前神楽(日岳神楽)	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「札束と温泉」	小幡記念図書館視聴覚室	
21日(日)		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	中津市教育福祉センター	
	11:00	「オール諸田遺跡、諸田南遺跡」ギャラリートーク	歴史博物館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
23日(火)	13:30	公民館長会議(総合消防訓練)	三保交流センター	
24日(水)		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
25日(木)				
26日(金)				
27日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等市内10ヶ所	
		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	14:00	上映会(児童)「らくだい魔女 フウカと闇の魔女」	小幡記念図書館視聴覚室	
28日(日)		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
29日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
30日(火)	9:00	教育課程研究協議会・統一部会	各会場	
31日(水)		放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:00	校長・教頭面談	会議室 I	

8月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(木)		小学生「夏の工作教室」 『夏休みおすすめ本のPOP(ポップ)作成』(～8月23日)	三光図書館	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:00	日本語教室「きらきら」	下郷地区公民館	
	13:00	中津地区教科書採択委員会	教育委員会室	
	13:30	特別支援教育研修	三光コミュニティーセンター	
	14:30	中津市学校保健大会	中津下毛教育会館	
2日(金)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:00	校長・教頭面談	会議室 I	
	13:30	小学生「夏の工作教室」 『紙コップUFOを飛ばそう!』と『マジックハンドをつくろう』	山国図書館	
	14:00	小学生「夏の工作教室」 『お寿司を作ってみんなで遊ぼう!』	小幡記念図書館研修室	
	14:00	授業づくり研修会	中津下毛教育会館	
3日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等市内10ヶ所	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	10:00	なかはく夏休み子ども体験学習講座	歴史博物館	
	13:00	夏はなかはくで豊前神楽(豊前福島神楽)	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「ラーゲリより愛を込めて」	小幡記念図書館視聴覚室	
4日(日)	10:00	なかはく夏休み子ども体験学習講座	歴史博物館	
	13:00	夏はなかはくで豊前神楽(十ヶ平神楽)	歴史博物館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
5日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
6日(火)		なかはくとうろう夜(～9/1までとうろう点灯)	歴史博物館	
	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
	15:00	不滅の福澤プロジェクト推進委員会	研修室	

8月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
7日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:00	校長面談	会議室 I	
8日(木)	9:00	教育補助員研修	中津下毛教育会館	
	13:30	第2回臨時教育委員会	教育委員会室	教育長他
9日(金)	9:00	校長・所長面談	会議室 I	
	11:00	小学生「夏の工作教室」(午前の部) 『不思議なアルミたまごを作ろう』	耶馬溪図書館	
	14:00	小学生「夏の工作教室」(午後の部) 『不思議なアルミたまごを作ろう』	耶馬溪図書館	
10日(土)		学校閉庁日(～18日まで)		
		なかはくナイトミュージアム(21時まで開館)	歴史博物館	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等市内10ヶ所	
	10:30	小学生「夏の工作教室」『ソーマトロープをつくろう』	本耶馬溪図書館	
	13:30	中津少年少女発明クラブ	中津市生涯学習センター	
	14:00	上映会(児童)「トムとジェリー 1」	小幡記念図書館視聴覚室	
11日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
12日(月)				
13日(火)				
14日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
15日(木)				
16日(金)				
17日(土)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	9:20	中津市各種女性団体連絡協議会大会	小楠コミュニティーセンター	市長・教育長他
18日(日)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	10:00	なかはく夏の手作りワークショップ	歴史博物館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
19日(月)	9:30	第8回中津市人権教育研究大会	中津文化会館・各中学校区別設定会場	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
20日(火)				
21日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
22日(木)	9:00	中津の子どもネイチャーキャンプin九重(～8/24)	県立九重青少年の家	
23日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(日)	10:00	中津市中学生弁論大会・P-1グランプリ	大会議室	学校教育課	
	10:00	第4回中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業	中津市生涯学習センター(まなびん館)	生涯学習推進室	
2日(月)					
3日(火)	18:30	第4回めざせ三光あいさつ世界一実行委員会	三光コミュニティセンター	生涯学習推進室	
4日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
5日(木)					
6日(金)					
7日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等 市内10ヶ所	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	10:00	上廣歴史文化フォーラム「蘭学・洋学でまちづくり・ひとづくり・みらいづくり」	リル・ドリーム	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「アフターサン」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
8日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	豊田公民館	生涯学習推進室	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	生涯学習推進室	
9日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
10日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
11日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
12日(木)					
13日(金)					
14日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等 市内10ヶ所	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「ギガントサウルス ギガントとレースしよう」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
15日(日)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
16日(月)					
17日(火)					
18日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
		耶馬溪図書館移転に伴う臨時休館 9月18日(水)～9月30日(月)	耶馬溪図書館	小幡記念図書館	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
19日(木)					
20日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
21日(土)		運動会・体育大会	津民小・山国中	学校教育課	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等 市内10ヶ所	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(一般)「ロスト・キング」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
22日(日)		運動会	深水小	学校教育課	
23日(月)					
24日(火)					
25日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	生涯学習推進室	
26日(木)		運動会	真坂小	学校教育課	
27日(金)	9:00	第17回なかつイラストコンクール(29日まで)	中津文化会館	中津文化協会	
28日(土)		運動会	三郷小	学校教育課	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティーセンター等 市内10ヶ所	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティーセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「シルバニアファミリー フレアのハッピーダイアリー②」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
29日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	生涯学習推進室	
	14:00	第17回なかつイラストコンクール表彰式	中津文化会館	中津文化協会	
30日(月)					